

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

<p>受理番号</p>	<p>2607</p>	<p>受理年月日</p>	<p>令和6年11月21日</p>
<p>件名</p>	<p>イスラエル軍関係者のホテル予約解消に係る事実確認等</p>		
<p>要旨</p>	<p>本年6月、京都市内のホテルにイスラエル国防軍（IDF）関係者が宿泊予約を申し込め、当時の支配人が、現在もパレスチナ・ガザにおいて国際人道法違反の虐殺行為を指摘し、宿泊を受け入れることは国際法違反に該当するという危惧を本人に告げ、本人が予約を解消するという事案があった。</p> <p>駐日イスラエル大使は、この件を国籍差別としてホテル運営会社社長に担当者の処分と謝罪を要求し、外務大臣らもそれに追随した。私たちが、パレスチナの平和を求め、京都はこの件に対し、当事者である支配人の話を聴く中で、国籍差別の事実がないことを確認し、不当なひぼう中傷から支配人とその家族を守り名誉回復をすること、そを国際人道法遵守の観点から直ちにガザでの戦闘停止を求め、署名宛てに呼び掛け、10月5日までに駐日イスラエル大使宛てに2,351筆、政府宛てに2,200筆の署名を集め、10月7日には面談できなかった駐日イスラエル大使館宛てに申入書を郵送し、同時に外務省・厚生労働省担当者との面談・申入れを行った。</p> <p>この面談で、外務省・厚生労働省双方は国籍差別と断定した根拠について、京都市の行政指導によると回答し、それ以外に国籍差別である根拠はないと判断し、この回答を踏まえて先日、京都市保健福祉局担当者との面談し、事実経過の聴き取りを行ったところ、行政指導の根拠はあくまでも宿泊拒否をしたという事実に対してであり、国籍差別であるという判断はしていないという回答を得た。</p> <p>また、この判断を行うに当たり、当事者であるホテル支配人には事情聴取せず、会社代理人に聴取したのみであるという事実が判明した。京都市は会社代理人の申立てを聴くにとどめ、代理人の、宿泊しようとした者がイスラエル軍の関係者であり、現在の国際情勢及び国際都市としての京都市のプレゼンスを鑑みたと理由で宿泊予約をキャンセルしよう依頼し宿泊を拒んだという説明をもって、注意指導を行っている。</p> <p>当事者である支配人は、会社代理人から事前及び事後も市とのやり取りについて何ら聞かされておらず、今回の京都市保健福祉局担当者との面談において初めてこの事実を知るに至った。</p> <p>国際司法裁判所が国際法違反としたイスラエルによる占領行為、学校・病院の破壊及び民間人の殺害という国際人道法違反を現に犯し続けているイスラエル軍現役兵士の休暇を受け入れることで国際法違反の共犯者になりたくないという当事者の思いは全く顧みられておらず、結果として当該支配人は解雇という不利益処分を受けた。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 旅館業法違反に係る処分ではなく指導であっても、直接当事者への事情聴取をしていないことの不備を認め、改めて当事者への事情聴取を行うこと。 2 国際都市の京都市にあっては、宿泊を拒む正当な理由として国際人道法違反の事実を考慮するよう運用の改善を図ること。 		
<p>陳情者</p>			
<p>回付委員会</p>	<p>環境福祉委員会</p>		